平成２２年（フ）第７００号
東京都江東区大島２丁目16番３―204号
債務者　芝崎　純子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１５号
東京都葛飾区立石５丁目19番12号
債務者　中村かのみ
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３３号
東京都羽村市羽東１丁目31番２号都営羽東１丁目アパート206
債務者　大勝健一こと　ＯＫＡＴＳＵ　ＭＩＬＴＯＮ　ＫＥＭＩＴＨＩ
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７８７号
東京都東村山市青葉町２丁目28番地32木島荘202
債務者　佐々木伸子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０５１６号
東京都八王子市北野町559―６―201
債務者　辻田アルフレッドこと　ツジタ　ヴェリツ　アルフレッド　ロベルト
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２５号
東京都立川市幸町３丁目21―１―105
債務者　立川　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８０号
東京都江東区北砂５丁目20―１―216
債務者　西﨑　　香
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８２号
東京都昭島市上川原町２丁目23番１号
債務者　南部　好子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７８３号
東京都調布市深大寺北町１丁目16番地４メゾンシェーヌＡ―１
債務者　水村　哲二
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１号
和歌山県新宮市王子町１丁目８番37号
債務者　山本みさき
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時20分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第２０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1287番地３
債務者　安田　　完
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第２１号
熊本県阿蘇市内牧387―10
債務者　渡辺　哲男
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第３３号
熊本県山鹿市宗方通401番地　エムハイツ203号
債務者　神原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前11時40分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
川崎市麻生区白鳥４丁目12番10―206号　シティーホームズ中山
債務者　佐々木美昭
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
東京都八王子市椚田町316―２レオパレスシャルム103号室、住民票上の住所東京都八王子市横川町400番地３サクラコーポ101号
債務者　高橋　美明
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７９６号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西16―403
債務者　千葉かおる
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部